

令和6年度第3回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 令和6年11月14日（木）10：00～11：30

開催場所 青森市総合福祉センター2階 大会議室

出席委員 船木 昭夫 会長 町田 徳子 委員 桐原 郁子 委員 張間 絢子 委員
中野 正樹 委員 中山 康夫 委員 阿部 達子 委員 高橋 裕子 委員
中村 伸二 委員 野呂 信夫 委員
《計10名》

欠席委員 浅利 義弘 委員 古川 通子 委員 谷川 幸子 委員 砂田 悦子 委員
《計4名》

事務局 福祉部長 岸田 耕司 福祉部次長 白戸 高史
障がい者支援課長 山口 亨 健康福祉課長 新宅 雅之
障がい者支援課主幹 工藤 剛、赤平 伸一、斎藤 潤、渡邊 和則
同課主査 竹内 一貴 同課主事 折笠 勇樹 《計10名》

会議次第 1 開会
2 福祉部長あいさつ
3 委員紹介
4 組織会
（1）専門分科会長の選出
（2）職務代理者の指名
5 議事
（1）青森市障がい者総合プラン（素案）への意見等について
（2）青森市障がい者総合プラン（案）について
6 その他
7 閉会

【会議概要】

議事（１）青森市障がい者総合プラン（素案）への意見等について

事務局から資料１の説明があった。

意見、質疑応答

○委員

精神障がい者のピアサポーター事業は国が中心となって進められており、地域移行、地域定着の大きな柱である。今後、身体・知的を含めた様々な障がいに対応できるよう、ピアサポーターの具体的な活動を支援するための研修の開催などを進めていただきたい。

○委員

ピアサポート、研修会の開催については、障がい者団体である我々も協力して一緒にやっていきたい。

議事（２）青森市障がい者総合プラン（案）について

事務局から資料２、３の説明があった。

意見、質疑応答

【第２章 地域生活支援の充実 ③地域生活支援サービスの充実】

○委員

強度行動障害者への支援体制強化について、今後、地域における課題や実態調査等を踏まえた上でどの部分を具体的に強化していけば良いか、市と協議を進めていきたい。

○委員

今年度から全ての施設入所利用者に対する地域生活移行の意思確認が努力義務化され、来年度には義務化されることが決まるなど、障害者支援施設のあり方の抜本的な見直しが進められている。これを受け、国においても全施設を対象とした実態調査が開始され、分析作業に入っていくところ。地域生活支援拠点としては、「地域生活」を中心としながら、在宅支援をどう強化していくか、実質的な外出介護や移動支援、あるいは居宅介護などをどう強化していけば地域で安心して生活していけるかを分析していかなければならない。

【第３章 教育の充実及び自立した生活の支援 ②障がいのある子どもや家族への支援の充実】

○委員

「住み慣れた地域で安心して暮らせる街～共生社会の実現～」の基本理念の実現のためには、障がいを有している本人とその家族、双方への支援が必要だと考えている。本プランにおける施策の方向性の中で、発達障害者支援センターとの連携、そして、より具体的にペアレントトレーニング、ペアレントプログラムという厚生労働省・こども家庭庁でも実施を推奨している家族支

援のプログラムを市の施策として明記していただいたことに感謝する。そのうえで、家族支援にも具体的な目標値を定めると、より充実した施策になると考えるため、意見として申し上げる。

○委員

障害児通所支援の利用者数の目標指標設定に当たっては、交通手段がないなどの理由で利用を見送っている方もおり、全ての障がい者が希望するサービスを利用できているわけではない現状を踏まえなければならない。今までのアンケート調査などを参考に、裏付けのある値を随時更新しながら出していくべきである。増えている、減っていると数字だけが独り歩きすることがないようにしてほしい。

○事務局

目標の数値は、障がい者福祉計画第7期計画の目標値であることから、計画の終期である令和8年度に見直しを検討することとしている。

【第4章 安全・安心な生活環境の整備 ②安心・安全なまちづくりの推進】

○委員

避難行動要支援者における障がい者の同意割合が直近で9.7%、過去平均で11.2%だが、同意していない方が9割となっていることについて意見を聞きたい。

○委員

精神障がいの場合は家族と同居している方が多いため、同意をする必要性を感じていないと思われる。視覚障がいにおいてもあまり興味を持っている方が多くない印象で、避難についての意見は出ていない。どういうことかよくわからないという雰囲気も感じる。特に、健常者や、自分よりも障がいの程度が軽い人と同居している場合は無関心になりがちである。

○委員

身体障がいではよく話題にはなるものの、自分で避難できると主張する方が多い。しかし高齢化が進んでいるため、今後は同意をしていないと大変なのではないかということを含めて、改めて考えていかなければならないと感じた。

○委員

市内相談支援事業所での圏域会議でも災害時の支援はこれまでも取り上げられており、各事業所でも支援するためのリストを作成するなどしている。個別に支援が必要な方については計画に盛り込んで備えておく必要があるのではないかという意見もあった。同意者が少ないという点については、情報を他の人に知られたくないということもあり、この低さに繋がっているのではないかと思う。しかしながら、災害が起きたときに本人が実際に避難できるかは非常に重要な点なので、市だけではなく、相談支援事業所もそれぞれの障がい者について情報共有しながら取り組んでい

くことが必要だと考える。

○委員

避難に関して、まだまだ関心が薄いということがわかった。実際にこれまでの全国的な災害の中でも、残念ながら障がい者が命を落したり、避難ができずに困難な生活を送ることになったり、または福祉避難所に行ったとしても集団生活の中に入れない、といった事態に直面しているため、様々な対処を検討する必要があるし、事前に準備をすることが非常に重要であるため、行政・地域そして当事者の方々が一体となって進めていくことが大事だと思う。この数字を見るとやはり非常に関心が薄いので、今後双方が理解を深め、同意割合を高めていくべきと感じた。

【第1章 障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進 ②権利擁護の推進】

○委員

権利擁護に関する市の取組について、例えば虐待事例は令和3年度から増加しているが、これは相談体制がしっかりしており、今までできなかった相談がしやすくなったということも含まれると思う。また、基幹相談支援事業所等の質的な向上が行われているからこそキャッチできているとも捉えられる。虐待防止の体制が充実している印象を受けた。

○委員

圏域とは何を指し、圏域の数としては今後も5つが適正なのかについて教えてほしい。

○事務局

圏域は、市が委託している5つの相談支援事業所の担当地域を指しており、現状の5圏域で市全体をカバーできているものと考えている。

【第2章 地域生活支援の充実 ①生活支援の充実】

○委員

障がい者の中には、相談することに引け目を感じる方もいる。過去に相談をした際に何故もっと早く相談しなかったのか等の否定的な対処をされた経験があると、相談行動にすぐさま動けない場合も多いと聞く。よって地域の人たちも適切な相談行動へ繋げていく活動をしてもらう必要があり、相談窓口自体ももっと相談活動の実施について周知していくことが重要。また、当事者自身も相談をする技術を身につけていかねばならない。

【第2章 地域生活支援の充実 ②人材の育成と確保】

○委員

実際にサービスを提供してくれる事業所内の人材育成も必要だと強く感じている。事業所によって、サービス管理責任者の考え方が異なり、対応が違うことがある。ある事業所では受け入れてくれるが、別の事業所では受け入れてくれないといったことが起きている。全ての事業所で等しく受入れが広がっていくと良いと考えているため、相談支援事業所とサービス提供事業所の両方の人材育成を実施し、一緒に福祉の向上を図っていきたい。

○委員

相談支援事業者の研修は頻繁に実施されているが、サービス管理責任者の研修は5年に1回の更新時以外はあまり行われていない。各事業所の管理者の考え方や理念によってサービスに大きなばらつきがあるように感じている。管理者同士の情報共有が不十分で、基本的に自らの施設内だけで完結してしまっている場合もあるため、サービス管理責任者の方向けに他の管理者と情報交換できる場を設けるべきだと思う。

○委員

サービス管理者を含めた専門職においては多職種連携・多機関連携が重要視されているが、これが現場でもきちんと実現されているかが極めて大事だと思う。実際の事例検討を通じて質的な向上を図るなど、この分科会等も併せて、情報交換できる場を市で位置付けしていただきたい。

その他 今後のスケジュール（予定）について

事務局から今後のスケジュールについて説明があった。

意見、質疑応答

無し